

石川県森林資源循環利用促進基金事業実施要領 新旧対照表 (令和7年4月1日一部改正)

※赤文字が改正箇所

新	旧
<p>第1 趣旨 (略)</p> <p>第2 基金の造成及び管理</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 基金への納付額</p> <p>①県産材の出荷者及び購入者並びに木材市場 本要領第2の(1)に定める納付者のうち上記①の納付者は、それぞれが取り扱う県産材(広葉樹を除く)の直近の実績量(以下「実績量」という)に応じて、1㎡当たり20円の協力金を以下に定める基金管理者に納付するものとする。</p> <p>②基金の趣旨に賛同する団体等 本要領第2の(1)に定める納付者のうち上記②の納付者は、1口当たり1万円の協力金を1口以上で任意の口数分の額を以下に定める基金管理者に納付するものとする。 また、賛同者が、本要領におけるアテ林業の持続化に係る助成に充當を希望する場合は、納付届出書で「アテ林業サポート型」を選択するものとする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 基金の管理者 本要領に定める基金管理者は石川県山林協会とし、本要領第1の趣旨に基づき善良な注意を払い適切に管理し基金事業を実施するとともに、事業の透明性を高めるためすべての納付者に対して、基金の管理状況及び基金事業に関する実績等に関して、別記様式第3号により半期ごとに報告をするものとする。 また、基金管理者は、県産材を取り扱う林材業者等に基金の制度を普及し、その趣旨に賛同が得られるよう努めるものとする。基金管理</p>	<p>第1 趣旨 (略)</p> <p>第2 基金の造成及び管理</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 基金への納付額</p> <p>①県産材の出荷者及び購入者並びに木材市場 本要領第2の(1)に定める納付者のうち上記①の納付者は、それぞれが取り扱う県産材(広葉樹を除く)の直近の実績量(以下「実績量」という)に応じて、1㎡当たり20円の協力金を以下に定める基金管理者に納付するものとする。</p> <p>②基金の趣旨に賛同する団体等 本要領第2の(1)に定める納付者のうち上記②の納付者は、1口当たり1万円の協力金を1口以上で任意の口数分の額を以下に定める基金管理者に納付するものとする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 基金の管理者 本要領に定める基金管理者は石川県山林協会とし、本要領第1の趣旨に基づき善良な注意を払い適切に管理し基金事業を実施するとともに、事業の透明性を高めるためすべての納付者に対して、基金の管理状況及び基金事業に関する実績等に関して、別記様式第3号により半期ごとに報告をするものとする。 また、基金管理者は、県産材を取り扱う林材業者等に基金の制度を普及し、その趣旨に賛同が得られるよう努めるものとする。基金管理者が行うこれら業務に関する経費については、基金事業の予算</p>

者が行うこれら業務に関する経費については、基金事業の予算の範囲内において支出するとともに、「アテ林業サポート型」の協力金については、本要領におけるアテ林業の持続化にかかる助成に原則充当するものとする。

(5) (略)

### 第3 基金事業の内容

(1) 伐採・植替えを行った場合の助成 (一部略)

#### ①森林所有者への助成

ア スギ等の人工林において、伐採から植替え及び下刈りまでの契約等を森林所有者と締結した基金事業に参加する造林事業者(以下「造林事業者」という)が、林野庁で定める「花粉発生源対策促進事業」及び「森林環境保全直接支援事業」等に基づき植替えまでを完了した場合、当該契約を締結した森林所有者に対して、「植替協力金」として1ヘクタール当たり12万円を上限に助成できるものとする。

イ 前項の植替えにおいて、アテを植栽した場合の「植替協力金」に限り、1ヘクタールあたり18万円を上限に助成できるものとする(アテ林業持続化対象)。

#### ②伐採事業者への助成

スギ等の人工林において、森林所有者と立木売買契約を締結した基金事業に参加する伐採事業者(以下「伐採事業者」という)が伐採した跡地に、造林事業者が伐採事業者と連携し林野庁で定める「森林環境保全直接支援事業」等に基づき伐採した翌年までに植栽した場合に限り、当該伐採事業者に対して、「植替促進費」として1ヘクタール当たり6万円を上限に助成できるものとする。

#### ③アテ苗の生産者に対する助成

本県におけるアテ苗の生産を促進するため、アテ苗(山行き苗)

の範囲内において支出するものとする。

(5) (略)

### 第3 基金事業の内容

(1) 伐採・植替えを行った場合の助成 (一部略)

#### ①森林所有者への助成

ア スギ等の人工林において、伐採から植替え及び下刈りまでの契約等を森林所有者と締結した基金事業に参加する造林事業者(以下「造林事業者」という)が、林野庁で定める「花粉発生源対策促進事業」及び「森林環境保全直接支援事業」に基づき植替えまでを完了した場合、当該契約を締結した森林所有者に対して、「植替協力金」として1ヘクタール当たり12万円を上限に助成できるものとする。

イ 「花粉発生源対策促進事業」に基づく植替えにおいて、当該事業の対象樹種に交えてアテを植栽した場合に限り、アテ苗木として1ヘクタール当たり300本を上限に助成できるものとする。但し、アテが同事業の対象樹種に指定された場合を除く。

#### ②伐採事業者への助成

スギ等の人工林において、森林所有者と立木売買契約を締結した基金事業に参加する伐採事業者(以下「伐採事業者」という)が伐採した跡地に、造林事業者が伐採事業者と連携し林野庁で定める「森林環境保全直接支援事業」に基づき伐採した翌年までに植栽した場合に限り、当該伐採事業者に対して、「植替促進費」として1ヘクタール当たり12万円を上限に助成できるものとする。

の生産者等に対して出荷本数に応じた「アテ苗木奨励金」を助成できるものとし、その額は空中取り木苗が1本あたり20円、コンテナ苗が1本あたり30円とする（アテ林業持続化対象）。

(2) 造林事業者等の要件 (略)

(3) 林業の就業に関する助成

森林整備を担う林業従事者の確保・育成が喫緊の課題である中、林業労働力を継続的に確保しながら林業を持続可能な産業としていくことが重要である。

特に、経営基盤が弱く雇用環境が厳しい中で林業に従事している次の小規模な事業者に対し、その就業を支援するための費用（以下「林業就業支援金」という）を基金から助成できるものとする。

但し、林業就業支援金の交付対象となる1事業者あたりの額は、本項の①及び②は6万円/年、③は3万円/年を上限とする。

①林業経営体

森林経営管理法（平成30年法律第35号）に基づく林業経営体のうち、林業に従事する常勤雇用の労働者が5名以下の事業者。

②前述以外の林業を行う法人

林業に従事する常勤雇用の労働者が3名以下でかつ、労災・雇用・健康の各保険及び厚生年金に加入している事業者。

③個人事業主

林業の開業届を所在地の税務署に受理された個人事業主のうち、労災保険に特別加入し、かつ助成申請時の直近2ヶ月間において延べ30日以上林業に従事（内業を含む）した申請時点において50歳未満の者。

## 第5 基金事業の実施

(1) ～ (4) (略)

(5) 「アテ苗木奨励金」の交付申請等

本要領第3の(1)の③に基づく苗木生産者は、別記様式第9号

(2) 造林事業者等の要件 (略)

(3) 林業の就業に関する助成

森林整備を担う林業従事者の確保・育成が喫緊の課題である中、林業労働力を継続的に確保しながら林業を持続可能な産業としていくことが重要である。

特に、経営基盤が弱く雇用環境が厳しい中で林業に従事している小規模な事業者に対し、その就業を支援するための費用（以下「林業就業支援金」という）を基金から助成できるものとする。

①林業経営体に対する助成

森林経営管理法（平成30年法律第35号）に基づく林業経営体のうち、林業に従事する常勤の雇用労働者が3名以下の事業者に対し、「林業就業支援金」として1年間に5万円を上限に助成できるものとする。

但し、前述の雇用労働者は、労災・雇用・健康の各保険及び厚生年金に加入している者とする。

②個人事業主に対する助成

林業の開業届を所在地の税務署に受理された個人事業主のうち、労災保険に加入しかつ助成申請時の直近2ヶ月間において延べ30日以上林業に従事した50歳未満の者に対し、「林業就業支援金」を1年間に3万円を上限に助成できるものとする。

## 第5 基金事業の実施

(1) ～ (4) (略)

により基金管理者に「アテ苗木奨励金」の交付を申請するものとする。なお、本要領に基づく造林事業者は、前述の交付申請を苗木生産者に代わり行うことが出来るものとする。

- (6) アテ苗木奨励金に係る交付申請を受理した基金管理者は、基金造成額の範囲内において速やかに交付額を確定し、別記様式第 10 号により交付申請者に通知するとともに、「アテ苗木奨励金」を交付するものとする。

なお、基金管理者は、当該苗木生産者及び造林事業者に対して、計画的な苗木生産ができるよう働きかけるとともに、生産技術の普及指導に努めるものとする。